平成２６年（フ）第４０４号
広島市西区中広町１丁目２番12―203号
債務者　岡本　妙子（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１５号
福岡県久留米市青峰１丁目20番18056号
債務者　山下　一男
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１３９号
大分市大字猪野957番地の３　ブルースカイワン明野402
債務者　髙橋　啓一
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６４号
鹿児島県曽於郡大崎町假宿1129番地７
債務者　坂元　初子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第６８号
三重県鈴鹿市末広北２丁目７番12号、前住所三重県鈴鹿市寺家４丁目２番30号
債務者　中西　　敦
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８２号
三重県四日市市蒔田２丁目５番31号　平金荘５号
債務者　伊藤　友也
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第９０号
三重県員弁郡東員町大字中上1752番地
債務者　日置　美保
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第９４号
三重県三重郡菰野町大羽根園新林町4227番地５
債務者　鈴木　　博
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第３５９号
京都市伏見区醍醐槇ノ内町28番地116
債務者　古田　敏雄
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３９５号
京都府宇治市大久保町平盛73番地の９　ハイツＭⅡ203号
債務者　垂石　芳子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４７３号
京都府宇治市大久保町平盛31番地の１　府営西大久保団地35棟501号
債務者　野口　真樹
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４７６号
京都府宇治市木幡檜尾45番地の５　永楽荘102号
債務者　水谷　良子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４８１号
京都市左京区修学院沖殿町25番地　ル・アージュ508
債務者　桑垣　泰子（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５０３号
京都市南区東九条柳下町15番地
債務者　金田裕子こと　嚴　　裕子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５３８号
京都府宇治市木幡平尾１番地の118
債務者　木原　三郎
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２０５号
兵庫県尼崎市南塚口町７丁目22番８―103号
債務者　祝　　吉洋
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３７号
兵庫県尼崎市武庫之荘東１丁目25番１号サンイースト武庫之荘205
債務者　城山　政恵
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２４１号
兵庫県西宮市甲子園口６丁目３番16号
債務者　熊谷　利枝
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係